

情報倶楽部

2022年8月

No. 256

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ グループ通算制度の交際費課税

Q. グループ通算制度における交際費課税の取扱いが明らかになったとか。どのようになったのですか？

A. 令和4年4月1日から連結納税制度がグループ通算制度に移行されたことに伴い、交際費課税が次のように取り扱われることとなりました。

① 通算グループ内の全法人が資本金1億円以下の場合

次のいずれかが選択適用できる。

イ. 交際費等の額のうち、接待飲食費の50%相当額を損金に算入

ロ. 交際費等の額のうち、次の算式で計算した通算定額控除限度分配額(グループ全体で年800万円)までの金額を損金に算入

$$\frac{\text{年800万円} \times \text{その通算法人が支出する交際費等の額}}{\text{各通算法人が支出する交際費等の額の合計額}}$$

② 通算グループ内法人の資本金の最高額が1億円超100億円以下の場合

通算制度の適用事業年度終了の日において、通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額等が1億円超100億円以下の場合、通算グループ内の全ての法人は、上記の通算定額控除限度額の分配の適用が受けられず、交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額が損金に算入できる。

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group_faq/pdf/0020004-041.pdf

消費税

★ 個人事業者が令和5年10月に適格事業者になった場合

Q. 私は個人事業者ですが、令和5年10月に消費税の適格請求書発行事業者に登録するつもりです。この場合、令和5年の消費税の申告は、どうなりますか？

A. 課税か免税で次のような取扱いになります。

① 免税事業者の場合

免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります)には、登録日である令和5年10月1日以後は課税事業者となりますので、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

②課税事業者の場合

課税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、同日から適格請求書発行事業者となりますが、その課税期間(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)中に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、令和5年分の消費税の申告が必要となります

★ 請求書をメールで受け取った場合

Q. 請求書をメールで受け取りました。この場合、消費税の仕入税額控除はどうなりますか？

A. 保存することにより受けることができます。

消費税では、課税事業者が仕入税額控除を受けるには、原則として、課税仕入れ等の事実を帳簿に記載し、課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならないとされています。

この場合の請求書とは、取引の相手から交付される請求書、納品書その他これらに類する書類で、①書類を作成した者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、④税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額、⑤その書類の交付を受ける者の氏名又は名称が記載されているものをいいます。

なお、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、そのやむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存しておけば仕入税額控除が受けられることとなっています。

お尋ねの場合は、請求書そのものが作成されていないことから、このやむを得ない理由があることに該当しますので、相手方の住所等を記載して保存することで仕入税額控除の適用を受けることができます。

資 産 税

★ 民法改正と相続・贈与税

Q. 成人年齢が変更になりましたが、相続税と贈与税の関係はどうなりますか？

A. 民法が改正され、令和4年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。相続税と贈与税は、次のようになります。

【相続税の未成年者控除】

- ・令和4年3月31日までの相続・・・相続等の日において20歳未満に適用
- ・令和4年4月1日以後の相続・・・相続等の日において18歳未満に適用

【相続時精算課税】

【住宅取得資金の非課税等】

【贈与税の特別税率】

- ・令和4年3月31日までの贈与・・・その年1月1日において20歳以上に適用
- ・令和4年4月1日以後の贈与・・・その年1月1日において18歳以上に適用

【結婚・子育て資金の非課税】

- ・令和4年3月31日までの贈与・・・結婚・子育て資金管理契約締結の日において20歳以上50歳未満に適用
- ・令和4年4月1日以後の贈与・・・結婚・子育て資金管理契約締結の日において18歳以上50歳未満に適用

【事業承継税制】

- ・令和4年3月31日までの贈与・・・贈与の日において20歳以上に適用
- ・令和4年4月1日以後の贈与・・・贈与の日において18歳以上に適用

★ 住宅取得等資金贈与特例の改正

Q. 住宅取得等資金の贈与の特例が改正されたとか。どのようなになったのですか？

A. 令和4年度の税制改正で、住宅取得等資金の贈与の特例が見直されました。

住宅取得等資金の贈与の特例とは、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭(住宅取得等資金)を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、一定の金額について、贈与税が非課税となる制度です。

令和4年の税制改正では、省エネ等住宅を取得する場合、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に贈与を受けた住宅取得等資金は、住宅取得の契約締結日や消費税率にかかわらず、一律1,000万円(改正前は1,500万円(消費税率が10%以外の住宅は1,000万円)で、それ以外の住宅については500万円(改正前は1,000万円(消費税率が10%以外の住宅は500万円)となります。

省エネ等住宅等とは、次のいずれかを満たす住宅です。

- ・断熱等性能等級4以上
- ・一次エネルギー消費量等級4以上
- ・耐震等級2以上
- ・免震建築物
- ・高齢者等配慮対策等級3以上

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022005-028.pdf>